

重度障害者の就労支援事業【概要】

(1) 事業目的

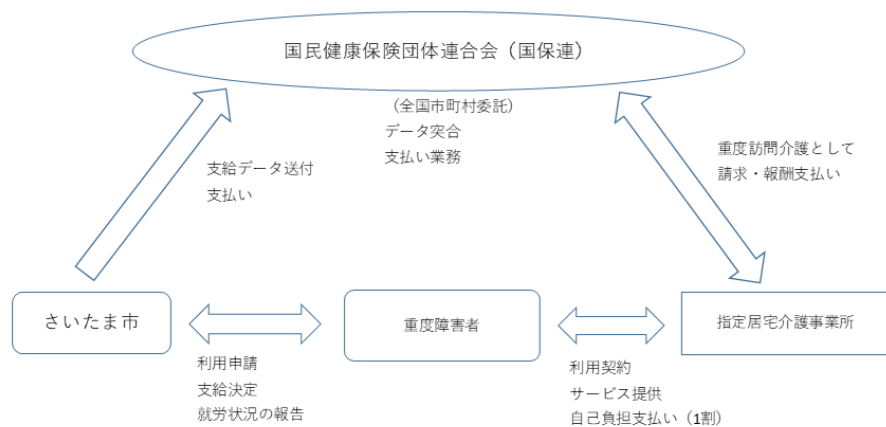
常時介護が必要な重度障害者の日常生活に係る支援を在宅における就労中にも行うことで、就労を通じた社会参加の機会を促進し、重度障害者の就労機会の拡大を図ることを目的とします。

(2) 事業内容

法定サービスの「重度訪問介護」を提供。就労中の支援に係る時間を算出し、その分を、市が費用負担を行います。

障害福祉サービス

別 図



(3) 対象者

次のいずれにも該当する者を対象者とします

- ・市内に1年以上在住している者
- ・市が法第19条第1項に規定する支給決定を行った重度訪問介護の対象である重度障害者であって、24時間の支援が必要である者
- ・事業主と週20時間以上の雇用契約を締結し、在宅において就労している者
- ・事業主から就労中における介護の支援が受けられない者

(4) 実施期間

- ・平成31年度から試行実施
- ・募集期間を定めて希望者を募り、選考委員会を設け、選考を行い、対象者を決定します